

産業廃棄物処分業許可証

住所 東京都町田市鶴間七丁目25番1号

氏名 株式会社永野紙興
（法人にあっては
名称及び代表者
の氏名） 代表取締役 赤染 マリリン

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

神奈川県知事 黒 岩 祐 治



許可の年月日 令和 5 年 12 月 18 日
(初回許可年月日 昭和 53 年 3 月 8 日)
許可の有効年月日 令和 10 年 10 月 31 日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理（破碎・減容固化）

(2) 産業廃棄物の種類（取扱う産業廃棄物は、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

破碎・減容固化に係るもの

廃プラスチック類（発泡スチロールに限る。）

（注）石綿含有産業廃棄物を含む旨、水銀使用製品産業廃棄物を含む旨又は水銀含有ばいじん等を含む旨の注記がない種類については、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を処理できない。

2. 事業の用に供するすべての施設

裏面記載のとおり

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新及び変更の状況

令和6年 5月31日 変更届出（綾瀬工場の廃止）

令和6年 5月15日 変更届出（代表者名 変更前：迎 康行、変更後：赤染 マリリン、本社
所在地 変更前：東京都大田区城南島四丁目5番10号、変更後：東京都
町田市鶴間七丁目25番1号）

令和5年12月18日 更新許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

無



神奈川県

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 設置場所

綾瀬市吉岡東4丁目14番3号 (643.63m²)

(2) 中間処理施設

破碎・減容固化施設

設置年月日 令和5年8月8日

処理能力 1.6 t/日 (8時間)

(3) 保管施設

ア 受入廃棄物

発泡スチロール	保管面積	20.8m ²	最大保管量	66.7m ³
---------	------	--------------------	-------	--------------------

発泡スチロール	保管面積	73.2m ²	最大保管量	234.2m ³
---------	------	--------------------	-------	---------------------

イ 処理後の廃棄物

熔融固化物	保管面積	7.5m ²	最大保管量	24.0m ³
-------	------	-------------------	-------	--------------------